

Title	幕末農政論争の一重要史料： 水戸藩郡方手代大内正敬による「『勸農或問』批評」の全貌
Sub Title	An important material about the rural administrative dispute in Mito-school : a criticism against Fujita Yukoku by a lowest local official
Author	小室, 正紀
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.3 (1991. 10) ,p.703(171)- 723(191)
JaLC DOI	10.14991/001.19911001-0171
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19911001-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



幕末農政論争の一重要史料

——水戸藩郡方手代大内正敬による『勸農或問』批評』の全貌——

小室正紀

後期水戸学と『勸農或問』批評

周知のように、18世紀末から幕末にかけて水戸藩の史館彰考館や藩校弘道館の影響下で展開した学問・思想は総称して後期水戸学と呼ばれている。この後期水戸学は歴史学・経済論・政治論・倫理道徳論などの幅広い分野に互る実践性の強い思想・学問であり、寛政期以降の水戸藩の藩政改革を巡る様々な動向と密接不可分であった。ただし一般には、後期水戸学というと、そうした幅広い思想・学問の中でも幕末の尊攘思想や後の皇国思想・国体思想につながる面が有名である。いきおい全国の尊攘運動を先導した藤田幽谷・東湖父子や会沢正志斎など藤田派と呼ばれる人々の思想が特に注目されてきた。

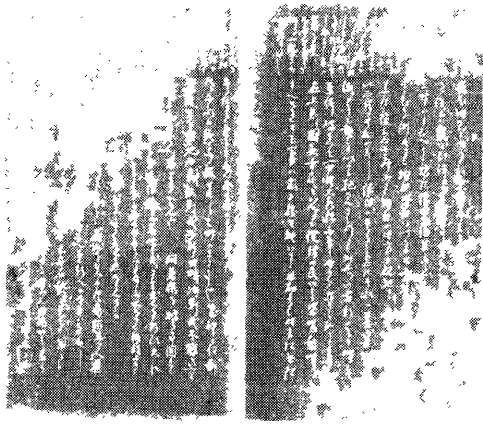
しかし後期水戸学には下士や上層農民を含んだ多様な論者がおり、藤田派とは異なった社会的関心を抱いていた者、あるいは対立した政策・思想を掲げていた者も多い。確かに彼等の思想は、流行思想としての影響力には乏しく、現在に至るまで藤田派の政治思想の華やかさの陰に隠れがちであった。しかし彼等の思想の中には、流行思想の陰で見失われがちな幕末思想の潜在的な根強い傾向がむしろ出ているのではないだろうか。また、その傾向は水戸藩に限ら

ず他の地域でも発掘しうる時代の思想の地下水の如きものの一つであるような気がする。

ところで農政を巡る議論は、後期水戸学の中でも鋭い思想対立を生み出したものの一つであった。この種の議論は、当時においては、それぞれの立場の人々の経済的利害は勿論のこと、社会観や倫理観と深く係わるものであったからである。そして、この農政思想の分野で後期水戸学の一面を代表するものと言えば、藤田幽谷が寛政11年（1799）に著した『勸農或問』だろう。この書は、農村の疲弊を強く問題視し、強力な改革藩政により農村の地主・商業資本の力と農業の商業化を押さえ、検地を強行し年貢負担の平等化と農民の経済力の平均化を実現し、それにより農村経済と藩財政の立て直しを計ろうとしたものであった。『勸農或問』のこの主張は以後文化文政期を通じて藤田派農政の綱領となり、特に下士、豪農層の考えに大きな影響を与え、さらに後の水戸藩の天保改革ではついに藩の基本方針となったものである。またそればかりでなく、他藩の農政改革にも少なからぬ影響を与えたものであった。

しかし、この藤田派農政に対しては、後期水戸学派内でも強い異論があったようである。例えば、『大日本史』編纂方針をきっかけに藤田派と対立した立原翠軒門下の立原派の人々、な

注（1）『勸農或問』に関する研究書、論文は多数あるが、それらについては拙稿「水戸学藤田派農政論の認識と思想」（『三田学会雑誌』82—特別号Ⅱ 1990）を参照されたい。また筆者の『勸農或問』に対する見方も同上拙稿で示した。



須田家文書版の『勸農或問』批評

かでも小宮山楓軒などは藤田派流の農政に繰り返⁽²⁾し強い危惧を表明している。

本稿で紹介する大内正敬の『勸農或問』批評⁽³⁾（以後『批評』と略す）もそのような藤田派農政に対する異論の一つである。しかも、この異論の注目すべき点は、藤田派農政に対する批判には断片的なものが多い中で、『批評』は農政全般に亘り詳細に論じた物である点だ。また『批評』は、『勸農或問』の欄外に頭註の形でギッシリと書き込まれたものであり、各条毎に真正面から幽谷を批判する形をとっている。このため両者の対立点と根本思想の違いが明確に分かり、その点でも極めて史料価値の高いものと言える。さらに、著者の大内正敬は上層農民出身の郡方手代であり、そうした明治期豪農にまでつながる社会的立場の者の思想の可能性を考える点でも興味深いものである。

『勸農或問』批評』紹介の歴史

ところで、『勸農或問』批評』の存在が世に知られたのは、昭和10年出版の『幽谷全集』の⁽³⁾

解説で編纂者の菊池謙二郎氏が言及したのが最初である。しかし同氏は『批評』の史料としての価値を高く評価したのみで、全集の性格上、原文を引くことはされなかった。またこの史料の所蔵者についても言及されなかったため、その後また『批評』は埋もれた史料となったようである。

この史料を再発見し紹介したのは、水戸学研究者として著名な瀬谷義彦氏の「大内正敬の勸農或問批評⁽⁴⁾」である。それは菊池氏の言及から28年後の昭和38年のことであった。同氏はこの論文で『批評』の重要部分を原文で引用し、藤田派と立原派の間の水戸藩党争の背景に両者の農政論の違いがあることを論じられたが、これが実質上の『批評』紹介の最初のものであった。ちなみに、もともと著者の正敬はこの批評に題名の類を付けてはいなかった。これを「勸農或問批評」と呼んだのは、瀬谷氏の上記論文である。その後、この史料は「勸農或問細評」と読まれた場合もあったが、本稿では、最初の実質上の紹介者である瀬谷氏の論文に準じ、『勸農或問』批評』と呼ぶことにした。

注(2) 小宮山楓軒の藤田派農政への批判は「楓軒先生秘録」、「楓軒先生秘策」（茨城県史編纂会編『茨城県史料 幕末編1』、茨城県発行 1971 所収）などにしばしば出てくる。

(3) 菊池謙二郎編『幽谷全集』吉田彌平発行 1935。

(4) 瀬谷義彦「大内正敬の勸農或問批評」（『郷土ひたち』9号 1963）。

さて、その後、『批評』を取り上げたものとしては、昭和52年の柴原節子氏の論文「大内玉江の研究」⁽⁵⁾（玉江は正敬の号）⁽⁶⁾がある。この論文は、既刊の正敬の著作ばかりでなく、茨城県歴史館、京都大学国史史料閲覧室の史料や個人蔵史料を広く猟渉されて書かれた研究であり、これにより正敬の経歴と学問・思想および正敬関係史料の全体像が初めて明らかにされたと言える。しかし『批評』に関しては、上述の瀬谷氏の論文の紹介に依拠したと注記されており、『批評』原文を調べられる機会はなかったようである。

ところで、瀬谷氏も論文のなかでは、当時の史料所蔵者の迷惑になることを恐れられてか『批評』の所蔵者については明らかにされず、「某家」から他に移ったとのみ書かれた。一方、後の柴原氏の論文では、この史料が「須田誠太郎氏旧蔵」であったことを注記されている。本稿で『批評』の底本とした史料は、この柴原氏の注記に示唆をうけて、文部省史料館所蔵の須田家文書中より発見したものである。目録上の文書名は『徬農或問・社会私儀合冊』とのみになっており、正敬の批評がついていることは目録を見たかぎりではわからない。なお、筆者はこの史料館所蔵のものを利用し、すでに立原派の農政思想について考察し『批評』原文を部分的に紹介したことがある⁽⁷⁾。その際に『批評』全文を読み、これが極めて価値の高い史料であることを知り、是非とも全文を翻刻し紹介する必要があることを痛感した。よってここに取り上げた次第である。

著者、大内正敬⁽⁸⁾の生涯

著者の大内正敬は、天明4年(1784)6月、久慈郡留村(現茨城県日立市留町)の農家で代々の庄屋の家に生まれた。正敬は諱、字を子行、通称を與一郎、玉江と号した。祖父や父も好学者であったようで、幼・少年時代には彼等から四書五経や百人一首の教えを受けていたという。「若冠」⁽⁹⁾、即ち数え年20歳の享和3年(1803年)、水戸に出て後期水戸学の祖、立原翠軒に入門するが、同年中に翠軒が江戸詰となったため、すぐに翠軒の高弟、小宮山楓軒に師事することになる。当時、楓軒は郡奉行として紅葉村(現鹿島郡銚田町)の役所におり、正敬は二年間ここで楓軒について学んだ。その後、文化2年(1805)には父政衛門が地方の下役として召し出されたため故郷の留村に帰り、父の跡をついで以後十五年間、庄屋をつとめる。

正敬が再び故郷の村を後にするのは、文政2年(1819)、36歳の夏である。この夏、正敬は紅葉郡方手代として召し出され、再び楓軒の下に赴く。楓軒は翌文政3年6月に郡奉行を解任され任地を去るが、正敬は以後十一年間、紅葉で地方の勤めにつく。以前の二年間の師事とならんで、この地方勤めをとおして、正敬は人格・学問の両面から楓軒の影響を強く受けたと思われる。それは後に正敬が、紅葉時代の楓軒に関し、その質実な生活と精力的な農民教化・農村復興のための尽力の日々をまとめた『清慎録』⁽¹¹⁾

注(5) 柴原節子「大内玉江の研究」(『茨城史林』6号 1977)。

(6) これ以前に『水戸市史 中巻』(水戸市史編纂委員会編、1969)第11章6節や前掲の『茨城県史料幕末編1』の解題でも『批評』に言及されているがいずれも二行ばかりの簡単なものである。

(7) 拙稿「水戸学立原派における民富論への模索——小宮山楓軒と大内正敬を中心として——」(『三田学会雑誌』83—特別号I 1990)。

(8) 正敬の生涯については、前掲の柴原節子「大内玉江の研究」を参考にし、また同論文内でも注記されている『水府系纂』86巻(茨城県歴史館所蔵)、『玉江全集 卷十六家譜』(茨城県歴史館所蔵 長谷川家文書)、『玉江集 卷八 為学大意』(茨城県歴史館所蔵 長谷川家文書)、「玉江大内先生墓」墓表(水戸常盤共有墓地)に依った。

(9) 前掲『玉江集 卷八 為学大意』には「若冠ニ及ンデ藩府ニ詣テ立原翠軒先生ニ謁シ……」とある。

(10) 『玉江全集 卷十六 家譜』巻末の覚えには、父政衛門は文化2年8月15日に召し出されたことあり、同年、正敬が帰郷し庄屋を襲いだしたのはこのためと思われる。

を見ても明らかである。その後、正敬は、天保2年(1831)の郡制改革に伴い南郡の郡方外元締となり、同時に中間頭列として藩士の末席に加えられた。さらに翌年から57歳までの九年間は、武茂郡の郡方下役を勤めた。

ところで、天保10年(1839)には藤田派の主張に則った領内一円再検地が始まり、さらに天保11年には恩師の楓軒が死ぬが、こうした水戸藩農政の激動のなかの天保12年、正敬は21年間に亙る地方勤めから離れ、藩校弘道館の句読師となる。以後、晩年の正敬は弘化3年(1846)に、一時、郡方に勤めるのを除けば、農政実務に戻ることはなかった。すなわち、天保14年より史館勤。弘化2年より弘道館訓導。弘化4年より弘道館訓導・歌道方兼職と歴任し、安政元年(1854)7月、満70歳で世を去っている。最終の藩士としての格式は小十人組列という極めて低いものであった。彼の墓は旧水戸藩士を埋葬している常磐共有墓地の北隅にひっそりと立っており、同じ墓地内にある論敵藤田幽谷の墓が多くの人々の眼差しを集めてきたのと対照的である。

『勸農或問』批評』の成立年 および内容

この『批評』の本文には、執筆年そのものの記載はないが、既に上述の菊池謙二郎氏、瀬谷義彦氏の推定がある。両氏は、本文中の「今此書(筆者註;『勸農或問』のこと)成てより殆三十年」との記述と全体的内容から判断して、『勸農或問』成立の寛政11年(1799)から約30年たった文政10年(1827)から12年頃と推定している。今回、全文を読んでみて、筆者もこの推定に従うものであるが、新たな年代推定の論拠

を加えておきたい。それは、下巻の郡制改革に対する批評の中で、正敬が七郡制を擁護し、幽谷の主張する四郡制に反対し「……難儀せし事むかし四郡の時の人へよく知りて、今にも物語する也」と述べている点だ。水戸藩では享和2年(1802)迄は四郡制であったが、その後は多くの郡に分けられ、文化13年から七郡制となる。それが藤田派の主張により四郡制に戻るのは文政13年(1830)11月である。しかし正敬は未だ四郡制を享和以前の過去の事例として批判しており、そのことから考えて執筆時は文政13年以前ということになる。

ところで、本稿で使用した須田家文書中の底本は、正敬の自筆本ではなく、前書き・奥付によれば、須田源之丞による写本であり、「勸農或問」と中井竹山の「社倉私儀」の合冊本である。須田家は行方郡牛堀村(現茨城県牛堀町)で代々庄屋を勤めた有名な豪農である。源之丞はその世襲名であるが、次に述べる写本年から考えて、九代の須田喜源治(1783~1858)か十代目の須田茂十郎(1810~1882)が筆写者である。写本時点は合冊本の巻頭と巻末に天保5年(1834)6月、また「勸農或問」下巻の頭には天保2年6月と異なった日付があるが、巻頭の須田氏の前書きの中に、正敬が既に武茂郡の郡方に転じている(天保3年転勤)旨をのべていることから考えて、天保5年6月の可能性が高い。あるいは、天保2年と天保5年の二度に分けて写本をしたのかもしれないが、いずれにしても正敬の執筆時点からそれ程年月を経ないで写されたものと思われる。そうだとすると、この時期は藤田派の藩政に対する主導性が強くなって来ており、このような時点でいかにして原著を見たかは興味のある所である。牛堀村は、文政11年まで楓軒や正敬がいた紅葉御郡方の管下にあった。

注(11) 大内正敬「清慎録」(小野武夫編『日本農民資料聚粹 11巻』酒井書店 1970 復刻版)所収。

(12) 須田家については、「須田家文書解題」(文部省史料館編『史料館所蔵史料目録第十九集』1972, 所収)、水戸市史編纂委員会編『水戸市史 中巻(四)』1976・1982, 乾宏巳「水戸藩の天保改革」(『岩波講座日本歴史 12』岩波書店 1976, 所収)などによる。

(13) 注(12)と同じ。

あるいはこの関係で原著を見たのかもしれないが、明らかではない。

ところで、須田家は、再検地後の天保13年当時の持高は高131石余り、また天保15年には天保検地への協力の功績により代々苗字帯刀御免になるなど、極めて有力な豪農である。また政治的には、天保15年には茂十郎が本家を継ぎ父喜源治と弟が別家するが、茂十郎は水戸藩門閥層を中心とした諸生派に近い立場、別家は藤田派系統の天狗派に近い立場をとったという⁽¹³⁾。茂十郎がついた諸生派は、農政思想に関しては、どちらかという以前の立原派に近い。こうした後の須田家内の分立を考えると、須田家の者が藤田派農政に激しく反対している『批評』を筆写したことは興味深いことであり、またその筆写者が喜源治であったのか茂十郎なのかも今後特定する意味がある。

さて、『批評』の内容については、既に瀬谷氏の紹介もあり、また筆者も別稿⁽¹⁴⁾で検討を加えているので、詳しくはそれらを見ていただきたい。ここでは史料価値を考える上で参考となると思われる四点にしぼって、『批評』の性格を、ごく大まかに述べるに止めたい。

その第一点は、藩主導の制度的改革に対する徹底した消極性である。これは、大高持ちの豪農の不利益になり零細農の利益になるものであれ、その反対であれ、また農民全体にとって減税となる改革であれ増税となるものであれ、ともかく制度改革には否定的である。例えば検地による低率貢租田畑の打ち出しは、そのような耕地を買い集めている豪農層に不利であり、一方、夫役の負担を持高比例から人頭割に変更することは大高持ちに有利で零細農に不利であるが、正敬はそのどちらの改革にも強く反対している。これなどはその一例である。

第二点は実務経験主義とも言うべき姿勢である。『勸農或問』の主張に対する正敬の批判の一つは、それが実務経験に基づかない儒者一

流の空論であるという点に向けられている。第三者から見れば、幽谷には幽谷なりの経験的認識もあり、正敬の批判が常に当たっているとは言えない点もある。しかし、理ではなく経験を重視する正敬の姿勢は注目に値するものである。

第三点は徳治主義である。正敬が『勸農或問』に関して繰り返し批判している所は、それが「一願の志、専ら富国強兵に有りて、溫柔〔教〕化の政に心な」く「管仲商鞅が如く富国強兵を論ずるもの」であるという点だ。これに対して正敬が『批評』のなかで、政治の使命として主張していることは、眼前の富国の達成よりは人倫を重んじ、制度的・法制的改革よりは教化・教導を行うことである。また正敬はこの観点から幽谷の姿勢を法家の管仲・商鞅流のもの、徂徠学風の「異端の道」と批判し、これに対して、自説を「孔子道」と位置付けている。こうした点からは、正敬の思想傾向は朱子学的徳治主義と言える。ただし、注意すべき点は、この徳治主義が第二点で述べた経験主義と並存している点である。そこには、純粋な朱子学とは異なる折衷的姿勢を読み取るべきであろう。

第四点は、消極的民富論とも呼ぶべきものである。正敬は、幽谷が農民の平等を崩すものとして批判する農村商業であれ、税制上の不備であれ、それらを制度的に正すということに反対し、第一点で述べたように現状を「旧法」のままに放置することを主張する。この放置の主張の背後にはどのような認識があるのだろうか。『勸農或問』は、税制上の不備を悪用して生み出した富民の余裕を削り、それを貧民に廻し、農民間の平等性を実現することを改革の中心理念として掲げていた。これに対する正敬の批判は、彼の認識の本質を知る好例である。即ち彼は、この種の改革が、むしろ各層農民の僅かばかりの余裕部分を削り、理念通りとはならないばかりでなく結果としては民力を削ぐことになるのを恐れるのである。時代を越えて振り返

注(14) 前掲、拙稿「水戸学立原派における民富論への模索——小宮山楓軒と大内正敬を中心として——」

った場合、時として一見なんとも保守的にみえる議論の中にかえって進歩性がある場合がある。正敬の保守的主張には、どのようなものであれ農民に余剰を生む機会には改革の手をつけるべきではないという、素朴な民富論につながる進歩性が隠れていると見るべきであろう。

須田家文書版「『勸農或問』 批評」の形態

底本は、国立史料館昭和27年収蔵、須田家文書『勸農或問・社倉私儀 合冊』（文書番号27J-2465）。和綴、一冊。125帖（勸農或問上巻 47帖、同下巻 47帖、同上巻頭註 14帖、社倉私儀 14帖、+3帖）。美濃判、縦282mm×横187mm。表紙は反故の上にくす茶色の紙をはったもの。表紙の左肩に表題「勸農或問 水戸藤田幽谷先生述／社倉私儀 大阪中井竹山先生述」。写本年、天保五年か。写本作者者、須田源之丞。

正敬の『批評』の書き込みの形態は、元々は、上巻下巻ともに『勸農或問』の各帖の空欄に頭註の形式で書き込んだものであったと思われる。しかし今回の須田家文書版では、上巻に関しては、写本作者者の須田源之丞が「上巻之頭書は巻末へ出ス見合すべし」とことわって、巻末に別にまとめて書き写してある。

下巻に関しては頭註形式をそのまま踏襲して写してある。

上巻の『批評』部分は、約八千字。27頁。1頁12行、平均1行約22字。下巻の『批評』部分は、約一万字。平均1行約7字。

凡 例

1. この『批評』は『勸農或問』に対する頭註の形で書かれており、『勸農或問』の相応個所と突き合わせて読んで初めて意味がある。そのため『勸農或問』の水戸学大系本⁽¹⁵⁾、日本経済大典本⁽¹⁶⁾、幽谷全集本の相応頁を、『批評』の各条の頭にM85、N245、Y168のように示した。Mは水戸学大系本、Nは日本経済大典本、Yは幽谷全集本を示し、数字は各条が頭註として書き込まれている部分の相応頁を示す。なお上巻は『勸農或問』本文から切り離して、巻末に移されてしまっているために、どの部分の頭註か形式的には分からないので、筆者が内容から判断して相応頁を示した。
2. 底本では、上巻部分に対する『批評』は巻末に書き写されているため、下巻部分の『批評』が先になっているが、本稿では上巻、下巻の順に戻した。
3. 読みやすいように、変体仮名はひらがなに直し、濁点・句読点を加え、*ゝ*のような複合略字は正字に改めた。また旧字体は原則として新字体に改めた。
4. 難読にて、不確実な個所は〔 〕内に入れ、虫喰い、しみ等で読めない部分は□で示した。
5. 平出・闕字は□で示した。
6. 原文のルビはそのまま付し、また筆者が加えた若干のルビと注記は（ ）に入れた。

注(15) 高須芳次郎編『水戸学大系 第三巻 藤田幽谷集』水戸学大系刊行会 1941。

(16) 瀧本誠一編『日本経済大典 三二巻』啓明社 1930。

(17) 菊池謙二郎『幽谷全集』吉田彌平発行 1935。

『勸農或問』批判 本文

(須田氏の前書き)

天保五年午水無月享之

上卷之頭書は卷末へ出ス見合すべし

此書著述者藤田幽谷先生にて、文化之度に史官総裁より浜田御郡奉行ニ相成、紅葉御郡奉行小宮山先生と不和合之のよし、二三年も相勤、史官へ復役いたし候大儒の作のよしに申(伝へ候)。

頭書は大内與一郎と申紅葉御郡方手代にて、後外元ズニ成、梅香より武茂居所へ移、御所務申儀成。

(勸農或問 卷之上)

勸農或問 上の巻頭書爰ニ

(正敬の『批判』序文)

余元より郷中に生れ、農間に長となり、村長の教に連り職を守る事十五年。其後出て紅葉郡聴に有り任に備り、時の政風をも伺ひしり、世の變(革)、人の進退、時の盛衰少しく試ずといふ事なく、其上未熟なれども幼より雪の業に志が有り、古今の治乱、經濟有用の書、尤心を留て読みたりけるに、古より儒者の癖として經濟をいふもの不少。され共儒者の論は多くハ紙上の空論になりて、実行に本づく時用ひ難き事おほく、所々指障が有と見へて、漢の賈誼が如き王佐の才有る人も、明君文帝の世に出てさへ用ひ難き事有り。況や其より下なる人々の策を建、政を論ずる、皆時世に不叶。東坡が策も不行事を宋の幸となりと程朱は宣ひし教有り。近頃には徂徠の政談、春台の經濟などハ文章の健なる、理論の詳なる事ハ、此或問などの及ぶ処に非るものなれ共、世に用難けれハ古の明君賢佐の時に達てさへ其のみにて、只に読書家の玩物となるばかりにて、終に一として用ひられたるといふ事を不聞。いかんとなれば、文人は筆を舞して我思ふ処はよき程に書なし、我あしき処は悉く害になる様にていいて、其上一見識を不発れば何れ役立たぬ學者の様に心得、先々の事をあしく云なし、或は形もなき古の事を取立、筆を自在に書散すゆへ、一ト目見ては見事に見ゆるなれ共、然るどて行ふ段に至りては中々届く事にあらず。たとへば講釈をよくする儒者の行仕、ひとつも論孟の旨に不合が如し。行と言とハ別物にて、論たまされ、今に此事行べしとおもふハ大なる誤なり。馬服君が兵を論ぜし如く、常噴々として議論ハよかりし共、戦に際しては大きに敗軍して趙の二十万を失へり。是をわろ口に炬燵の兵法といふ。今此書に論ずる処も一々理有る様なれども、然らばとて行はば忽に大事を引起し國の患を見る如く、しかしながら是等もなくて叶はぬ道理なれば、一ト通り見置て、其内に可取ものも有らば、一ツ二ツは取用ても可然歟。必ず如此とおもふて悉く此の書を信ぜば、書なきにしかざる憂有也。乍去人を責て其事を誤るも有なれば、(妄)りに作者の名などに恐れて全くよき書なりと思ハバ、心得違も出来べし。読人先ツ己が上に氣を付て其後に読べき事也。狐と心得れば(ま)はざる(事)なし。是を志を立てるといふ。因て其下に必ず当世に行ては害有る事を評置なり。此評こそ空言にあらず。己が身になれ、実地を履て(世)も不(行)事(事)を見極めたる所なればなり。今更ケ様の事がらも無益なれども、上に云通り、読人の余りに信じ過て誤

らん事を恐るるが故に書付るもの也。

M 2、N 200、Y 123

一、此書一顧の志、専ら富国強兵に有りて、溫柔敦化の政に心なし。天下の政事は周公孔子の道にとどまり、和漢古今の政といふ時は聖人を祖とせざるべし。只の周の未戦国の時、種々の英雄起りて、管仲商鞅が如く富国強兵を論ずるもの有り。いづれも異端の道なれ共、ひときハ珍らしきを以其政を行ふ国有りといへ共、始終全ふしたる国ハ更ニ不聞。僅に國中治りて利を得る様なれども、直に乱て滅亡に及し国多し。乍去世の末になり行く時は第一に祖師とすべき我孔子道さへ迂遠の様に思ひ、千載よりあしき物と論定りたる異端の道を再興し、色々弁を付る学者もあるは、新規の事を好む心より出て、当時江戸京大阪此学風専ら行れ、医者に古方といふ出て易に古易といふ有り、歌に古調といふを唱ひ立たるに、人を驚す者あり。今此書も作者誰かハしらざれ共、定て大内元貞等が一類にて、自らの学問にはこり、父師の恩をも忘れて、言と行とハ大きに違ひたる人なるべし。如何となれハ文中種々其象象見ゆるなり。

M 14、N 205、Y 128

一、何の難き事か有ん。文者の平生甚謙遜を失す孟子の手を反すより易しと言しとは甚相違なる事ハ、時と其人との論にて見るべし。

M 15、N 206、Y 128

一、此に云、十年生聚の然後に功を成んと欲、一ツの物皆非なりと。此心なる時は此作者は欲(速)の人と見へたり。政をなす者の大戒を犯せり。十生聚の道は聖人仁心より出たる大道にして、商君等か富国の術とは格別相違有る事をするべし。

M 15、N 206、Y 129

一、寛永の人別は不知。享保の人別此に記すに三十一万八千人余、御高三十七万石、唐人ニ付老石壹斗六升ニ当る。今二十余万石といふ。たとひ荒蕪土地有とも十万石ハ有べからず。三十万石と見ても、此時耕す処唐人ニ付老石五斗ニ当る。古ニ比すれば三斗余多く、今の一夫の耕処、古の一夫の半にも不及とハ如何より出たる詞ニ歎や。書生の論は大抵筆まかせに書候故へ、実地には用難き事是而已ニ非ず。

M 17、N 206、Y 129

一、時と地とを不量、聖人の法、仕が一租税、今に可行と云し儒者、国初より未ダ嘗て不聞。少しく儒書課程の者、其時の違有る事をしらぬ人ハ有べからず。是等の語は所謂むかふなしの喧嘩といふ物にて、実徳の君子ハ不言事なり。是等にてても作者の心持しれたり。

M 18、N 207、Y 130

一、民の多幸は国の不幸也とは管子の語にして、仁慈の意なきより、終に中葉にして斃れ、田氏に国を奪れたる、恩の薄きより起り、田常ハ姑息仁悉く成就すと見へたり。されハこそ管商は異端の道を免れず。我聖門宗とする政道に非ず。此、民に多幸なからんを志して政を行ハ、仁の道に落ん。人の上たる者ハ志の立処大切なる事也。筆に任せて論すべからず。故なき事ニ仁ハ不及。寔に不(不)總とも聖人の語あれハ斟酌有べき所なれ共、一概に民の多幸を止メ教の術を捨ては、人和ハ決してなき事とするべし。見る人必ずここに誤事なるべし。

M 19、N 208、Y 130

一、中葉以来、奸人俗吏軽しく祖宗の政を改革せしとハ何々の政なるぞや。今の土地は口威公の檢

地、今の帳組は口義公の仕法、三雑石・繩粟代皆中葉の改革に非ず。其外御条の条々祖宗の法を遇^{まじ}り。今行を除て祖宗の良法、如何立しや。詳ニ聞たき事なり。此書に論ずる三折返の術、或は雑石を止て式石五斗代を不用、民の教をやめ、農を重とし何の法有。商を賤むるとて如何之控可有しや。是等皆祖宗の法不聞所也。然ら^ば、此作者空言を造り、事を祖宗にかりて、軽々しく改革せん事を謀る人か、祖宗を表向にして私の術を行ふ者、以の外あしき事也。今の法はやはり祖宗の法にて、時の盛衰あるは人なるべし。其人の撰宣^{せんげん}しく、夫にて治るべき事也。

但御陣屋を立し^ば此書以後なるか。是に^は微意の有る有り。爰ニ論せず。

M 2 2、N 2 0 9、Y 1 3 2

一、寡を以衆に勝といふは兵家奇兵を行ふの謀にて、農政の喻には用難し。農は正兵の如し。^(其)固衆に敵すべからず。人別少なれば田地手余りになるは必然の理なり。割付て作らするといふは一体無理なり。地に山川有、天に寒暑あり、人に強弱あり。皆是天地の大道にして決して平均に行ふ事あたはず。され^ば聖人も大意をのミ説れて一々行届と^へ仰られざる也。況設兼而富と位有て、先人を待るを先として、次にこそ富術も行ふべき。此の割付の田地古の口分田とは時宣格別に相違ありて、実^に是を行ふ時に至ら^ば其実行に不用なることをしるべし。

M 2 3、N 2 1 0、Y 1 3 3

一、是迄侈惰を禁るの一段、侈りの元は町人より起りたるにより、町人を軽しめ農民を重んじ勸農の術とす。理論尤にて筆先を甚軽く大きに人の目を悦すなれ共、人に上たるもの此の心をよしとして民を治へ、必ず偏党の政起り穩かならず。大きに言を引出すべし。人君の四民を養ふ、農を重んずる^へ勿論、不課無用の民といへ共、^(空)に捨べからず。たとへ無用の者たり共、其君と仰ぎ奉り御恵の下に住もの^は人別の^は、余りあしき事にあらず。町人におとりたる出家山伏の如き、何の役にも立ぬ者々にも重んじ、貴て養ふは人君の大なる所なり。一家の内に不用の器なりとて取退け、一天下の内無用のもの也とて蛇蝎狼豺を追払ふ事もならぬは天下の大道^(にて)、如此狡くなりて^は国政^(張)るといふ事^はなからし。況や今の政、一向に町人を利し農民を苦しむるといふ政^に非ず。我国御先代^(行頭)が農を重ずるは他国に勝たる所也。筆に任て書取ればいつれにも書かる物にて、是を書生の空論と名付て、^(わが)折々悪しくいふ所なり。実行の政に國家の事を大切に思ふ人^へ、この文章にたまされ問敷、無偏無党我南^(国)分の下に住むもの^は、一樣の仁心にてこそ平かなる政といふべし。

M 3 2、N 2 1 5、Y 1 3 8

一、育子の政は人倫の教る大道にて、別て難有仁政なるに、此書作者の了簡にて^は富国の為に政を立たると心得たるにや。住々育子の迂遠なる事を論ず。甚誤なり。たとへ店子ニ成とも遠国出る共、そこには不論、只此道の有る処を存じ、親子の恩愛を全させ人倫の道を教へ給ふ一段高き御政なれば、富利を好む小人はそこへ^は不付心所也。

M 3 3、N 2 1 6、Y 1 3 8

一、此敷田棄作は經界の不正斗と思ふは誤也。人別さへ多ければ、たとへ割に不合田地にてもよく作る也。經界の不正にて年貢の多きよりは未下々多分損の有る請地といふものをさへして作る人も有り。是は田地の不足が故なり。人別に応じ田地不足の時は、棄作にせよと下知しても棄作にはせぬ事なり。何程負敵の有る田といへ共、請作よりは益有る事しるべし。是等^は郷中にすむ人ならでは、文学生^へ詳に不知事にあらん。

M 3 4、N 2 1 6、Y 1 3 8

一、均田の法、逆も当今不行事ハ下々に言。

M 3 5、N 2 1 7、Y 1 3 9

一、免を下るといふは元禄以前にも間々見へたれども、盛に行れしは宝永以後、松並が取斂に懲りて農民をよろこばしむる姑息の仁にて、夫にてたまし、農を勵せんといふ心より盛になりたる弊風なるべし。免を〔免〕にさげざるは此論有るに似たり。乍去一概には信じがたし。

M 3 7、N 2 1 8、Y 1 4 0

一、育子の事風俗勤儉をたの〔む〕に斗も云難し。古の六七百年以前は定て風俗も至極勤儉なるべけれども、此国の辺りは育子をせざる風有りとて、僧の親鸞越後より来りて教をなせしとも聞たり。此は風俗は謹慎なるべけれ共、政道が簡易にて教なけれべなるべし。□先君文公の尊意の有るには富国の為にハ非ず。千年来の不仁の悪弊を改め給んとの御事なり。ましてや侈墮の俗止ハ此政も行るべしといへども、侈墮の風是にて止たる、是より育子の政を可行といふ趣〔趣〕は中々見切難かるべし。且ハ侈墮の止を待て育子の政ををこたらべますます風俗ハ乱るべきなり。

M 3 9、N 2 1 9、Y 1 4 1

一、此兼併の案は、他国の事を少し聞て、筆まかせに書たる物と見へて、実用少し。第一御国は御先代より田地荒引明白にして、民間も大抵に、なから抽〔ちき〕たる豪民の甚少き事は、他に並て見る時は目前に分る事なり。扱御國中、位に少々づつ百姓の不同有るハ古より然る事と見へて、天下の間物の不齊ハ物の情なりといふ事をしるべし。其貧窮にも又次第あり。何程働ても田稼少く仕合あしき事多くして困究するもの有り。又大もの草にて酒食に耽り貧すもの有り。富るものも、親より貰ひ受て富ミ非道をする者あり。自身農事を出精して富む者あり。聖人の世といへども、古口分田の時といへ共、貧富は有りたると語書に明白なり。然れバ先づ御國中は先御代の政行届て、兼併と大さうにとり立るほどの豪民ハなしと思ふべし。少しの貧福を此書の儘に算得て平均せんとせば、老子小鮮のたとへの如く、却てかきまへし過て肉の味を失ふ事有るべし。又何程田地を平均して与へたりとも、人々勤惰強弱はなくて叶ぬ事にて、却て手余りの田地多き事もあるべし。齊民平民共に〔惣〕字にて民の齊イ平かなる事也。齊へひとしきといふは上下なき事には有らず。大學の家を斉るといふも家内一同に甲乙なく揃ふ事にはあらず。父をバ貴ミ、子をバ愛して、老幼の人々有りて、夫々に老幼の道の乱れざるを〔支〕を斉なるといふ。皆父母妻子同じ様になれといふにハあらず。国を平にす、天下を平かにす、百姓を平算するなどと有るも、同じ位の百姓にきり揃たると云にはあらず。上下長少夫々に各分格の乱れざるを平かといふなり。平斉の二字是にて済たり。平民齊民といふとて、百姓は新高何石と極て其にて齊しくするといふにハ非ず。井田の法也班田の法も其次筋を立たる事にて、少しづつ違の有ハよく氣を付て古書を誦ハ間々見ゆる事也。

M 4 5、N 2 2 2、Y 1 4 4

一、人情に戻る時ハ共事行れずして壞の生ずるは、幕府の売買を禁せし事の届かざるにてもしるべき也。年久しく百姓の私業となりたる田地なれば、僅の売買の一条々に終に不行の令と見へたり。況哉兼併を押るとて、田地を割付、老人前何程老軒前何程と定る、古の口分田に似たるといへ共、世風古に非ず。人情に戻る事、幕府売買を禁せし類にあらす。忽ち破れ生ずる。可然。今に所により闡田と称し、百姓数た田方を割付たる村あり。夫も次第に弊風生じ、其老軒前の

割付の鬮田を売買して、却而前々にしたる所よりは難儀になり、困究へ、無究と云て、其わり前の田を不持、請作ばかりにて作る故、甚高年貢に当り、何れにも堪兼ると承る。是等は制禁のよく立ざるより起るといふ様なれども、物の一張一弛するへ心事を得ざる道理なれば、当座理屈がよければとて、年を経て弛たる時の害を不謀、鼻先思案に俄に改んと欲する、甚難知の至り也。

M 47、N 2224、Y 146

- 一、此良法の弛ミたる、何年を不知。誠に可惜事也。案に元禄中より御検地帳に腰はりと云事始「りし」といへり。此こし張と云事始りてより畝歩を切売にする事起り、訳筆といふ事出来たり。夫より別て畠方は高売買ともなり終に経界破れたるべし。

M 51、N 2226、Y 148

- 一、按るに莊園は古より始りて、延文の後次第に盛に成、後には武士の領地の様になりたるなれ共、是は兼併より起りたるにあらず。公家の我儘より出たる事なり。武士へ知行に下されし、鎌倉の以後の事にて、この頃は兼併の武士、もはや沢山になりたるはづなり。乍去其理ハやはり今の兼併の民に似て、何れもむかしの武士と稱する者富豪の輩なり。其下を思ひて家来にする事、今の豪民には勝れる事は、合戦もつとむればなり。今も他国には左様の者多分有よし、其をこそ兼併の民といひて、公儀の政道にハ害ある事有べし。御国の如き、少しの豪民にて、物の不齊といふ位の事なるべし。よく心を静にして其甲斐の有る処、自他国の差別を考べき事なり。乍去兼併を押る一段は尤其理有る事なり。

M 54、N 2228、Y 150

- 一、喜庵が言、一概に智言といひがたし。奸計を以て富る者は誠に国の大害なり。刑罰しても可然也。力田出精して富たるものを、後の兼併を恐るるが為に、刑罰する時は大きに人氣を損じ政を失ふ。困人となりては誠にいたましかれども、其初に困究するものハ十二七八ハ不心掛のもの也。其不束者を困究のいたまじきにて鼻負して、出精にて富むものを、兼併が恐ろしきとて罰する様にてハ、逆も真の政道には成がたし。左様の馬鹿なる政を行ふ人はよも有ましかれ共、右のころを以政を取る時は必ず誤出来べし。

M 58、N 2229、Y 151

- 一、兼併此時極るといへり。今此書成てより殆三十年。兼併当時如何ほどの害あるや。恐くは此時此策に従て、兼併を無理に破んと欲せば、大患を生ずべきなり。今三十年を経て兩三年、却て農間悉く農を勤メ荒蕪の田地も追々開るは、人別の返したると米穀の貴とに有りて、兼併の破れたるによるといひがたし。通愛神化の時といひしハ、人をはげまして其術を行んと欲する蕪張が弁なるべし。

M 59、N 230、Y 152

- 一、井田の法行るといへども、不長事と見へて、周の政は穆王昭末より破れたりといへり。詩經などにもおほく法の破れたる事見ゆ。乍去周ハ聖人の法故、春秋の頃迄も法立残ると見へたり。李唐の租庸調は百年に不満足破たりと見へて、唐の中葉より税法起り、只我口天朝は此方久しく行れ、太閤検地の以前迄は古法絶きざれども、盛に行れしハ少しの間にて、清實が意見十二條を奉りし頃は、おほく破りたりと見ゆ。「其時は、延喜天曆の頃より、莊園に多くハ成たりと見へたり。此書に夏秋兩税の法といふハ、上より立たる法にあらず。莊園より取たる私

の法なり。やはり三法ハ破たるといふ事なし。

M 6 0、N 2 3 1、Y 1 5 2

一、文禄天正の頃迄も遺風は残れるなり。乍去正税租税等国々の倉(陳)などの絶たるハ、正慶以後の事なるべし。租法ハ予別に考へ有り。文長ケレハ爰に略す。

M 6 2、N 2 3 1、Y 1 5 3

一、威義二公の御時ハ面がけにて元禄の末より高がけに成たるとは、大きに間違なり。野沢留書ニも、手綱てづなの古城破れ材木を取払ふに、高がけにて人足を遺ふ事見へたり。又金沢より升木を御城へはこぶに、百石四人がけと定て遺イたる事も見へたり。何れ今の四分がけ人足といふ事、寛永中ニ有り。面がけに行ひしハ元禄の始より少々の年数にて、故障有りて行ひ難く、又々元の高懸に復したる事、古書を氣を付見べし。猶委しき事ハ予別に著書あり。爰ニ略す。

M 6 2、N 2 3 2、Y 1 5 4

一、人の頭数にて遣ふべき筈といふは、古の庸調の理也。今ハ豊臣氏より以來、万事ニ高と云ものを拵へ用て、其は軍役まで勤る故に、人夫ばかり頭数にて遣ふは、彼の法と此法と入ませになりて、俗に云故麻あしといふもの也。一体古租庸調の法は人を元として出したる法也。故に田地も人によりて割付、庸も人頭数より遣イ、調布も人数より出る事にて、人別を大切にしたる行ひ、誠に理に人に近し。豊臣氏ハ田地を元としたる法にて、年貢も田によりて取、人夫も高にて遣イ、軍役も高にて勤る。理はよき様なれども、高といふ事を守によれば、人別の事をろそかなる処、是聖人に遠く、俗知より出したる法なればなり。夫を此作者ハ、秀吉の智と石田三成が才幹にて定たる法にて、是よりよき法なしといひて、この人夫ばかりハ古法を用んといふは、一向理に当らざる云分なり。土地より出たる法と人より出たる法との善惡の境は、本説にてはよく別るまじ。経済によく骨を折る人の、其上に古今の書を読たる上ニあらでハ、しりがなき事と思ふべし。只筆まかせに論じてハすまぬ事也。静に是を考へ見よ。諸事土地より出て高にて通用する時節に、人夫ばかりあたま数に遣ふ時ハ、必ず小高の困窮人ハ苦み、大高の富有人は優なるべし。急に周まわして富に不繼の道ニあらず。土地なしの民をむりに遣んと思ふゆへ、千歳の患を不見付也。猫を追ふて山を失ふといふたとへに似たり。よく考へ見べし。土地なしの水香ほど却て夫役をゆるくせずんバ、其すぎわひに等、指支へる事有るべし。大高の百姓は何程遣われてもいたむといふ事ハ有べからず。

M 6 5、N 2 3 4、Y 1 5 5

一、この成年、心得がたし。寛政二戌か享和二戌か、此書ハ寛政十一とあれハ享和二戌には有べからず。しかし此歩役は享和二戌のよし申人あり。もし然ハ此書は後に出したるを、寛政十一年と偽りにしや。

M 6 6、N 2 3 4、Y 1 5 6

一、王制ニ三日と有ハ、蘇説に軍役と有り。今の上番の事なるべし。租庸調の法に十日とあるも、京都上番又は国々軍役の事なり。当今は四公六民にて軍役の制、民になし。今の人足歩役といふは道橋作り・用水普請・配符番の百姓方の歩役なり。是ハ古の王制唐制にも是をハ不論事なり。今より推はかり見るに、定て古も道・壘・溜池等の人歩は十日廿日にてすきたる事にハなしと見へたり。其軍賦の上番日を以て、私の村人足へ引合て論ずるハ誤なるべし。

M 6 8、N 2 3 5、Y 1 5 7

一、高がけにあらずばよろしからざる事、下に詳にいふべし。

M 6 8、N 2 3 5、Y 1 5 7

一、十二の延口米、各其理有り。余別に是等の考有り。長ケレバ爰に略す。古は國に守護を置き、莊園に地頭を置いて、兵糧米などに五升を増といへり。今の口米などは等に類するもの也。

M 6 9、N 2 3 6、Y 1 5 7

一、鳥運上、余別に考、異論あり。

M 7 0、N 2 3 6、Y 1 5 8

一、大豆五石、礬三石、荏苳石貳斗ニ足りたるは、寛永二十年也。正保以後とハ誤也。

M 7 2、N 2 3 7、Y 1 5 9

一、此論、貳石五斗代を破の工夫なるべケレ共、貳石五斗代を破り時の相場とセバ、果して後世の収斂等の幣より始るを、新穀代に倍スべし。予別に三論有り。中々々様の事ハ鼻先の論ハあしき事也。夫智者ハ法を作り愚者にまれに制せらる。この語、秦の商君が一時の新法を行んとする詞より出て、甚だ議論たかく俗人の耳をハ聳すべケレ共、果して秦の政、永久ならざるを見べし。俗吏の旧法になつミ金玉玉条と意得たるは、論者より見れば愚なるやうなれども、拔群の事はかく別、聖人より以下にて妄に屢法をかへる事、甚よろしからず。其國をきり〔開〕き乱世を太平に取静る人ハ、よく末々の深き慮り有て、一時にハ、うとき様なれ共、ぜひ如此セざれば破の生る事有り。且又吏も下民も旧例になれたるハ、人〔前に〕よろしく、何ほどよき事にて新法ハいやがるもの也。況や土地方を勤し年貢辻を手を加へるは、尤いやがる事也。さりとして如此行へば、しかと國富むといふ見留も有らバ、行ふべケレど、夫ハ一向見留のなき事にて、空の紙上の論を高くする斗にて、実ハ如何〔に〕行ひても余り損得もなく、それだけの大功見えざるならバ、やはりそのまゝ据置たる法、人氣の請よろしく、且ハ祖法をも重んじ孝道にも叶ふべし。今諸侯の中に旧来の大国ヘミな祖宗の良法有て、こまかなる事までよく聞る國、余り困究せず。中国以下、時々賢才の人出て彼是と法を立直したる國は、其当座はよき様なれ共、却て困究せると承に、郷中などにて、たとへ問違たる様に見ゆる事にて、先祖の例なりとも、かたく守る家は富を永くたもつ様に見へたり。是等ハ理外の事なれ共、考べき事なり。

M 7 6、N 2 4 0、Y 1 6 1

一、役所の小田原評定にて、村役人の日暮しになりて、「終りには民の難儀ニ及ぶ。誠に爰に記したる通なり。

M 7 7、N 2 4 0、Y 1 6 2

一、この和談といふ事、何様一ト通りに見て、此論のごとくなれども、是ニハ無據次第有りて、是非和談ニあらざれば、其後のあしき事有り。刑法にて事を擲てハ理屈ハすむ事なれども、内より和したる程には成がたし。是等事情にて通じたる上に非れバ言がたし。只口公儀にて御判紙ものを内済に下がるハ、甚だあしき事有。これらを問問違ひたるにも有べき歟。

M 7 8、N 2 4 1、Y 1 6 2

一、此費尤の事也。心を用る時はかく別に費なかるべし。

M 7 9、N 2 4 2、Y 1 6 3

一、此指錢・小割付の両条、今は形ちばかりに残りたる様なれども、猶これを改め元へ立かへり改

たき事、尤の事なり。

M 80、N 242、Y 163

一、小割付の改は今ハ算用ばかり見届なれども、本意左にあらず。小人の持高を其村の大图にならし、売買の所を氣を付ケ、余り大高にならざる様、余り小高にならざる様、吟味すべき事也。此書、均田をハ強く言ながら、此の本意ハ見付ざるに似たり。

(勸農或問 下の巻頭書)

天保二年卯〔み無〕月

須田 氏

勸農或問 卷之下

M 85、N 245、Y 168

威公義公の旧法を修るといふ事いかなる旧法を見出して修るや□□□□□る事にてハ人を欺の一段に落ちて所謂儒者の筆を散すといふもの也。正しく口文武二公の御政こそ威義二公の旧法を修し給ひて、今の世態人情を〔極〕り給ひし難有御事にて、厚クセ給へバ〔仁愛〕いふにたらん。今此より以下五弊の改様を見るに、威義二公の旧法とも思へれず。手前拵の一法にて、口ハ管仲を祖とすといへども、眞の管仲が道とも見へず。誠ニ空論なり。

M 86、N 245、Y 168

人才の折肝要也。是誰も知事三而、其折ぶ段に至りてハ、恐らく此著作も折事あたへざる也。大網を存し易□□□易知らしむ。是不珍儒生の常語、其易簡を行ふの段に至ては、此作者のしる所にあらず。よく中体をしらずして此書に迷され、妄りに易簡を行くとセバ事を破る斗にて、決而不屈事なり。

M 86、N 246、Y 169

段々其職之人を折、其者に委任する事、古人も論ずる所〔にて〕、一幹の〔木〕より枝葉を分け遣事尤なる事なれ共、中々書きたと違ひて、其勢に臨ては人に斗も委任しがたき事あり。古より良將の軍をする時に、自ら士卒の働きをも氣を付らるゝにて知るべし。軍と云もの全体長久の図にあらず。一時の勝敗を制するものすら容易に卒伍の法に斗ハまかせがたし。況や民を治る事ハ長久の策にて、一時の勝敗を争ふものにあらず。君の詳を好ミ給ひ、八十余人の手代ども、其働きをしろしめさんと思召す御心なく、人任に斗なされ、法を頼て御構ひこれ□□□□自然に下に怠り生ずる、眼前の事なり。人に委任するは勿論、上にも詳を好ミ給ふ、是明君の御事なるべし。

今幕府にて三奉行を始め御代官迄各預り切にて、下役の辟除ハ奉行頭人心次第にする事、第一の悪政にて、是より金を取りて手代を抱へ、〔或〕ハ己が私を以、大切の役人を自由にする故、賄賂蟲眞のたえず。幕府の政道□□□□ハ今更言すとも通く人のしる所なり。幸に其私の不起ハ、御国の一政妄に辟除を奉行頭人に不任によるなるべし。何程大体をえたりとも、目のあたり終にハ悪弊の起らん事をしらず。鼻先の理屈にて旧来の大政を破らバ、大なる患有らんハ能く心を付べきなり。

M 90、N 247、Y 170

御郡方御代官方二ツに分れたる事思ふに、先君参験の術を施し給ふといふは飾り過たる詞也。先づ御代官方を先に立、後に御郡奉行を立られたるを見れば、只何となく時勢によりて二ツに出来たる也。寛政中より今二役所を合せて、其便利よろしく、郷中も大きによく治りし也。却て一家に二人

の主人有るハ、甚治めがたき道理にて、御代官の前に有し時、至極繁擾にて、村役人共の扱に難儀せし事むかし四郡の時の人ハよく知りて、今にも物語する也。軍も只に兵書斗を讀てハ議論に成、役立ず。物領といふて直に軍をしたる人の詞を聞ねバ、眞の軍法にハ通じがたしと往來鈴録にも見へたる如く、御政事ハ「只紙上の論にてハ水かけ論に成てハ不_レ分。其四郡の節御代官^(_ト)動たる節難儀したる者と七郡に成て陣屋出来て治め易き者と、其時に遇たる人の今も残りて居るなれば、其内にて心ある人によく其情を聞置くべき事也。

M 91、N 248、Y 171

一筆にて教人を取替しハ宋の公の事にて春秋の美談なれども、其時は何れも奸人共にて宋の世を乱せし事もしるべし。乍去不用の人を除くも一理なきにあらず。其賢能の人を用る段に至てハ中々此に出たる様にたやすく分る者にあらず。此所書面と行ひとの等からざる事にて、一点の私なからしめん事余程六ヶ敷事なり。扱手代のあしらひ俸録をあたへ下士に准じ廉耻をしらしむるの術、詳に承りたき事なり。其廉恥の道と申ハ上老人より始り士大夫に至り其後に下々に及ぶにあらずして、牧民の職なればとて手代斗りに廉耻の道をしらしむる事天下の大勢をなをさずして、老人に切腹をさせたりとて、夫にて廉耻の道の立といふ事管子の術にもなき所也。管子の四維ハ国を治の道に非ずや。国に四維の道立バ何故ひとりの手代を責んや。是等を牛刀鶏割のたとへとも申ベケンか。宋の大祖の死刑と定めしハ尤の事也。乍去死刑といふ事^(_ト)も大刑にて、古の如く簡なる時は格別、治世にては死刑を僅の事にも行り事ハならざる勢也。是ハ実行を経たる人に非ずしてハ知りがたし。只人に委任するといふ事多くハ軍將の上にて、一時の功を責るといふハ不聞事也。手代の功を責る如くいふハ不聞。民を治るものハ徳を布くを以本とし、人の風俗を改て謹儉に趣しむるの一条是聖人牧民の道なり。夫を^(_レ)扱置功を責る時ハ、功を急ぐといふかたちになり、先君口文公の以の外に御嫌ひ被遊し所なるべし。功を急んと欲するより万事破れ生じ、件の通り管商功利の異術を再興し国を乱ん事をはかる。あはれ明君上に出てこの異論を禁たき事偏に願ふ所なり。兎角政道は徳を以てすると孔子のとかれし所を旨として、其外の珍らしき事ハ皆異端の道と意得べき事、吏司の第一なり。

M 94、N 250、Y 173

此段甚詐謀の術に似たり。宣しからず。先この意の本の起りハ三雜石切返しハだれも知りたる横斂なれば、それハ不_レ残止て正直に見せかけ、其代りに式石五斗代を破り時の相場に直して雜石切返し_レの損金を償ひバ、大きに得ありて然も見かけもよく正直に見ゆる事も、損して恥かく事ハなしといふ商人気象の性備りたる学者の論なり。先刑法を論ずるにも、其形のあらわれたる悪事と人に見へざる様になしたる悪事にてハ^(_レ)懲を軽重せんや。三雜石切返しハ目に見へたる横斂にて、人もとがむる事なく人の不知式石五斗を破り時相場にとり、面を正直に見せたりとも、脇にては余計に上納出るならば、いか程愚民にても其を喜ぶベケンや。所謂朝三暮四の術といふハ是等の事にて、百姓を猿にしたる了管より出たる事也。今にも見よ、此の法を行はば直に大乱起るべし。松並勤十郎より天災引といふを立て反取に割付を直し民を欺きしより国乱を引起せしハ、目前の鏡に非ずや。且三雜石の事至極意味有る事也。式石五斗代の事は天下の通法にて、ひとり我国斗の事に非ず。關東式石五斗代と称して幕府の大法、寛永以前の相場ともあれ、かくもあはれ、四公六民の起りハこの式石五斗代にある事にて、此深き意味ハ詭書家のしる所にあらず。予別に此の書を造りて委く論ぜり。此深きをしらざる故に、反取などをよしと浅く意得て反取を再興せんなどいふ人も有よし、

扱々無知千万の事也。次に金を主として米を主とせざるといふハ意得がたし。田よりハ米を生ずるなれば米を主とする尤の事にて、^{全而}田ハ米を納る〔なり〕。畠ハ米をつくらざるものにて、すべて雑石を売なし金に換る故に、畠方よりハ金を作ると云んも道理なり。その畠より米を取るといふは元來無理なり。今他國にて畠米を取る所有れども民怨困に堪ずといふ。故に御國にてハ畠米をハ見セ物にして実ハ金にて取也。金にて取る時は又それだけニ民を救ふて武石五斗の定価を立たる甚だ仁政なるべし。すべて此横敏の一条尤僻論なり。予別に田租考をつくる。この書にとりて一々其理有りて詳なる事をするべし。

M 98、N 252、Y 175

土地を高より起す事太閤の英雄石田治部が才幹とはめたるハ至極の誤り也。高といふ事出てより種々の弊起れり。聖人の代には一夫田百畝を受るとありて一夫より田制を起し、租庸調の法は口分田より起りて、皆何れも人を本として田を積り出したるもの也。太閤の法ハ人に不耨、高を本として夫より人夫を遣ひ軍用をもたしたる様に成行事にて、秀吉三成共に文盲独知の行ひゆへ件の通り大異法を立違ひ、今に至て此書にいふ通り弊の起れるハ、田地を百姓に持せ人前より物毎割立ざる故破れたる事なり。乍去今ハ治世久敷、物の大變革ハ乱世の初て治りたる時ならでは、決而田制を變革する事ハならぬ事なれば、今更思ふに太閤の時此間違の法を立たるほど惜しき事ハなし。其を大にはめたる書様は誠に不宣。おもふに此作者ハ書物の力ばかりにて、そここ、僅に人の語を聞て己が筆先にまかせたるものと見へて、実に經濟の學問には骨を折ざる様に覺たり。か様の人ハ実行の段に至りてハ何とも安心しがたきもの也。

M 100、N 253、Y 176

畠より米を取る事、続日本記に畠の地子老段に粟三升と見へたるを以始とすべきなれば、今に畠の租なく、又夏秋兩税の法と言時ハ夏ハ麦の時にて畠よりハ麦を取べき事なり。畠より米を取事一体無理なるゆへに、畠取米を飯米と名付て實は金を取を元とせり。続記の時分ハ金通用ハ甚少くて、多くハ品通用にて交易せし時分なる故、粟三斗とハ定たる事にて、今とは世の察大きにかへり。養老の年の粟ハ今の金のなりとしるべし。

M 101、N 254、Y 177

都て法を立るハ後世の憂をよく慮りて立べき事なり。今の鼻先思案にて理屈ばかり書時ハ、深き所ハ測りがたし。今にも見るべし。武石五斗代を破り時相場に定め取付てハ、高下をゆり合す時は、後には又色々の理屈出来て地方不相応の御取付など立なし、其源の起りをしらす必ず収斂の臣起らん。とかく取ハ土地相応にすべき事にて、取にて相場を見込と取ハざからぬ了簡なり。

M 102、N 254、Y 177

むかしハ炭付置付にて村々より馬を出し難儀せしにより、請負といふ事出来て、〔西〕ために謀錢にて取立るなれば、今ハその元をしらす。余計に取る、物のよふに思ふ。この三雑石といへども、元ハ理の有る事なれども、今ハ横敏のやうに見ゆる也。是等にてもしるべし。今時の相場を取付にて差略したらば、必ず後にハ取付の破かれ、口説をいふもの出来て、民の憂の起らん事しるべし。

M 102、N 255、Y 177

この御藏直段を下げて民を悦ハセ武石五斗を破りたる物を贖んといふに至りては、誠に戦國詐謀の了簡、民に父母たる君子口にも語るべからざる所なり。思ふにこの作者戦國の書をよく読て、なまじひに兵權の術を用て民を富さんと欲すると見へたり。民を富すにハ聖人の道有り。論孟を外にし

て異端の道を珍らしと思ふところより件の間違も出来るなるべし。よく氣を付てこの書を読み、戦国兵権の策たる事かくれなく見ゆべし。可恐事なり。

M 104、N 256、Y 178

元禄以前へ面がけの様にこの文に見ゆるといへ共、寛永十年酉年の留書にハ百石四人と可仕の旨定も見ゆる時ハ、古の定四分がけと見へたり。其後面がけの事起て一旦行へる、といへ共、高持共の幸にのみになりて困究人難儀になる事、其次第顯然たるにより、元禄中又々元の高がけにかへると見へたり。若面懸の行んとおもハ、よく深く考へ昔しのごとく田地を口分にわり付、高に高下なき様に田地悉く平均せずんハ、必富民の幸となりて貧民の難儀たる事悉く論ぜずとも知るべし。今のむすび高といふは野もなき事也。却而害になる事有り。高拾石の者も老人百石の者も老人と面がけにて使ハ、なんぞ民の患さらんや。乍去むかしの如く百石の百姓下男の五十人も三十人も有らバ、夫を人数に加へて面がけにも仕ふべけれ共、今ハ奉公人の給金高、皆入作といふに成時ハ、百石の百姓も下男ハ老人り或人なり。五石の百姓も三四人も男の有る家有。此説をよくも考ずして□□□たるもの有り。実に可笑事なり。何程告諭しても道理に叶はぬ事を古の例を以て今の世の万事ハ新様になり、そこへ行んといふハ無理なるべし。

M 107、N 257、Y 180

今田地高免の上に庸の不足なればとて、別に庸錢を納るハ却而上の収斂にあたり、今の歩役ハ村債にして、村の内に過不足摺りをして平均するハ遙におとりなるべし。

M 108、N 258、Y 180

寡婦孤兒の歩役にくるしむ困究人の錢を出すも、皆歩役の繁きゆへの事なれば、其歩役錢省くにごそ仕方もあるべく、徭役を薄くすること誠の政道なれ。面がけ高がけを論じ其末を争ふハ、時勢をしらず本をしらずの誤なり。却て高がけならハ寡婦等の勤めハ「持」にて錢にも成べきなれば、面がけならハ大きに難儀に及ぶべし。

M 109、N 258、Y 181

經書をさべつりあるかするといふハ、暗に腹ス所有ていふなるべし。乍去先王の世にも郷党に學校あり。其後にも和漢共に州学国学の制も見へて、一向に官吏郷地の治にばかりよるとハ言がたかるべし。又庸法を用て面がけにして孝弟をしらしむるといふは、老人の有家を除く役を令する事なるべけれ共、夫にてばかり孝弟の道の興るといふは、余りにせまき教へなり。却て面がけの法大に行れば、困究人も当り前ハ是非勤ねばならぬ事にて、遣ひ捨の歩役ハ老人まで出る様になるとも、孝弟の道の立たじと成べからざる也。今の高がけならバ、たとひ老人婦女の身を勞するも、勤る所ハ富有の者の錢を指引て取返すなれば、日庸を取るも同前也。面がけとならハ極て遣ひ捨ならねばならぬ事也。且この法ハ軍国の役を兼たる法にて、今の歩役と一概に論じがたし。能々勘弁すべし。

M 113、N 260、Y 183

古ノ復役課丁をゆるす、この事恩惠の布べき始なる事ハ先王の道なればなり。しかし面がけの上になりといふハ余弊き詞なり。今も役高除といふ有るハ復役の余「裕」なり。高がけにても役を除く事ハならぬといふハ有べからず。「仮」法制を考へ斟酌する時は、必高がけにても行へるべき也。主計式文・三代実録にも見えたり。何れ令以下の定めなるべし。子育てのせんさくする人、目をさますべしとハ、暗に由る所有りていふ詞にて、子育ての大政ハ先君口文公の尊意に有らずや。此作者他国の

人なら、格別、御国に住て第一とする所の仁政をそしる不忠の人なるべし。定て師父の道にも背く心あらんか。近世この流の学文多く行れて人々実徳の道なく大きに害を生ずる事あり。可慎一言なり。

M 115、N 261、Y 184

寺社の民を仕ふの一論其理有に似たり。

M 116、N 261、Y 184

今の非役ト称するもの皆川除溜池等の「国々」の普請の事也。古の非役といふハ遠征に出る軍役の事なり。是をよく考へず混合して論ずるゆへに、此書のごとく面がけ高がけの論にも及べり。よくよく令の義解及周礼・礼記等と漢の書に意を付て、古の庸と今の普請とハかへれる事を知べし。古も今のごとく人足普請ハ別に有りて見へて、歴史に往々池普請の事有。日本にても所々の池を造りし事、道橋を造りし事、国史に見へたり。是ハ其所普請といふものなり。是ハ以古の軍役の庸夫ハ当るハ違ひあるべし。

M 119、N 263、Y 185

閉戸遠慮等の刑法古く王朝に不用事と見へて、令法曹至要抄等諸書に見へず。

M 120、N 263、Y 186

井田の政破れて阡陌の法起り、阡陌の法行れて民憂有り。後に限田の法も行る、と見受て、歴史にも往々其事見へたり。兼併の害有るハ誠然なりといへども、限田の法も又其弊有り。同じに田地を割付ても、其人によりて働くものあり、物草者有り、人別の多寡も不均。もし本とに限田を立んとなら、口分田にしくハなし。乍去是も上へ田地を取り上る術にて急ハ出しがたし。限田にしても出精（出精）の者ハ作るに不足し、物ぐさ者ハ田地を荒し不貢生る、事有り。一概には論しがたし。兼併を無理に破んとて土地など改るハ、理の様なれ共、富民の貧民金錢をかし融通するハ、其田地の加減のよきを見込てかし引せし故、そこに破れ生じてハ民の金を閉るは相（相）談の上にもなく、自ら其理になるなり。扱古の如く金錢は賤く米穀と品ものにて通用する世にハ、かく別兼併もなく、田地も平均になる道理なれども、今の如く何もかも金錢にて世界になりては、田地も自ら不平になる事天地の大勢にて、所註一國斗にて古の如く田地を平均に割付たりとて、中々富強に及ぶ事にあらず。天下大變年の後ハ格別、当時、先王の時宣によりて立たる法制の内に居て、復古の事を議するハ、時をしらず勢を知ぬといふものなり。故に藤堂氏の政も大に破れを起し、民今に到りて困究し悪政をそしるよし、此書にいふ通りに後侮せしと語りし人ハ其仲片にも有るが、朝川善庵藤堂家の学士たりしが、此人などはなしにて大に愁生したるよしなり。左も有べき事なり。政に非政有りて國中騒立たる国に、愁の残らざるハ何れにても不承。恐ながら御国なども宝永の後より頻に困究したる事ハ此書に論ずる通り也。虚き論には走らず、実行に本づく学者は時宣時勢の見事大切なる事也。蘇子も養勢を論じて強弱をはかる事有り。古今一般の事なり。

M 125、N 266、Y 188

賈生主父偃が術、一尺の地一人の衆も亡し所利焉ハ、元より諸侯の国定まり居れべなり。均田の爲檢地をするハ不然。今繩を入んとして土地を改ハ三分一ハ荒地なるべし。荒地より年貢を取るハ、もはや繩入し上ハ無理なる時は、いや共是をハ見捨にすべし。然らハ国額大きに減じ、申訳なく、肥良の所にて打出しをせんと欲する事、目に見る様なり。其時必聚斂の心なく共、民必ず聚斂を「称」ふ。大乱の基ひここに起るべし。能々勸弁あるべき事也。諸侯の地を削とハ又相違有べき事也。

新検地をして民より打出しをとらざるべしに不及事なれ共、今新に検地をせば、荒地に成て五分取三分取などいふもの村により傾かたむて三分一に及び。是等ハ不残打捨にせずんば新検地の甲斐なし。是を打捨なば御高にても既に七八分匣ひら空になくなるべし。其時俄に「納」にて御高の余り減したるにより、何か補を立んと思ふ心一度生しなば、捨てもよき荒地を見捨たるハ民御救とハおもふまじ。問田の味ひ有る田地を繩をつめ、阜を田に改かへて出石も出来、年貢も余計にならば、それこそ民の憂に不堪。収斂とこそ為法の起らずといふ事ハ有べからず。能々考へたき事也。

M 127、N 268、Y 190

限田の法を出してハ見たれども、安心し難き事有と見へて、禁田の事を論出せり。租税を均くするハ聖人の道なれども、均きといふを大きく考へべき也。一区々々均しくするといふは榎髮教米の類にて中々不届事なり。又不遠破れ生る事必せり。ここにハ余別に論あり。

M 129、N 269、Y 191

此一条高を平均する事、理有るに似たり。此にも少しく論有れども爰にハいはず。

M 130、N 269、Y 192

頼納売の奸、尤よろしからず。是等富民にまま有る事也。

M 131、N 270、Y 192

契に税するハ宋明の法なれども、是等決して吾国にハ行れがたかるべし。

M 131、N 270、Y 192

本多佐州が台徳院殿へ申上しハ誠に千古の悪政にて、民に恩愛をしたりころなく、其弊必ず収斂の基ひをひらく行ひにて、畢竟その通りの意得ゆへ、本多正信父子天下の政を取勢ひ一時を傾しも、跡かたもなく滅亡して天下の大戮と成し事皆人の知る所にて、かゝるあしき了簡をよしとはめて行んとするは、以の外あしき志なり。この志ゆへ此書中多くハ管仲韓非が法を用て、聖人の徳義にハ及ざる事おほしと見へたり。

M 133、N 271、Y 193

常免の不宜事ハ今いふに不及。孟子に既にこの論有り。さればこそ本邦にて今の検見の法を定め給へるは開国以来の美政にて、近国もこれも美々奉るハ誠に威義二公の仁徳なるべし。たとへ少しく不宜事有とも猶破るべからず。いはんやあしき事更になきにおゐてをや。何ほど常免にたてたればとて、奸の間々に起る事ハ食の上の蠅の如し。又いづれに極て一変の憂あるべし。然らば常免の法を立て豊か年にハ少しく取り、凶が年にハ多くとて民を困しむるハ、甚だ不仁の至りならずや。散田乗作りといふハ誠に意得のわる輩にて、村毎に多分ある事ニあらず。別にこれを禁する立法も有るべし。少しばかり有る所の散田乗作にこりて大國中の田地を常免にならしたらば、所謂一寸の利を見て丈尺の憂を生る事有るべし。その証拠といへば、水旱の憂なく上田の土地は常免を喜ぶ事も有べけれども、御國中十二八九ハ免を憂る村々おほし。これハ郷中に住て其事ニ預る人に非れば、なま学生の一两人の野言を聞てしる處に有らず。常免検見の論ハ正しき事ハ本藩赤水先生の田制録に詳に論る所なれば、これらの書を見てしるべし。先生ハ田間に成長せし人にて、さらに民情を知れり。

M 137、N 273、Y 195

三折返しの事甚意味あり。詳に記し難し。其大意を言んに、三折返しを企し人如何の意得にて企しや。田面一反切に三分一の年貢にして取るべしとおもひたるは、誠に大きな誤なり。今にも此を

行て見るべし。一反の田を三折返しと定てハ、御城下へ遠近の所もあり、或は山野に不便利なる所もあり、或へ島がちの所もあり、民の富むべき地理もあり、中々地利を三段位に分てすむ事にあらず。況や一段の三折返におゐてをや。禹の貢賦を定るを、上ノ中、上ノ下と九段にわけたるにてもしらるべし。既に本邦の制も上中下下々の四段へ延喜式にも見えたり。且豊臣氏の三分一、北条氏の四公六民といふも、天下を大きく見廻して言たる詞にて、麩糶升を五合ニわけ、夫へ夫食米ヲ積り四公の制ニ立たるなれ共、夫ハ年毎でいふものにて、一段ぎりに夫の通りといふにはあらず。今当時の御紙にも惣目録ハいつも三ツ取の前後なれば、やはり三折返しのの通法に同じく三分一の法に異る事なし。郡而農政は大体を見ずして、若人切に料簡を付てハ、(爰)当りのミ多くなると意得べし。もしここに意得違て手数のの少きを斗よしとせば、公義にて用る反取といふもの便利也などと思ふべき也。古の令ハ反にて取米を定たれども、是ハ大低の見切にて大意を立たる事也。夫も位に何等も有つて一様に取たるにあらず。今公義のの用る反取も品数色々有る事にて、只一様の事ならず。余り手数を減ずるばかりよしとする時ハ、物大簡になり過ぎて又害の生る事有り。

M 143、N 276、Y 198

何程百姓を重んじ町人を賤る命有りとも、貧富の勢に推れて自ら其命の不行ハ、今の武士の町人の金持へ軽序するにてもしるべし。是には誠の空論にて役に立ぬことなるべし。まして町人と百姓の間をや。郷中に商人を止るは一説に似たれ共、其内に酢醬油酒屋ハ其制法に漏れたりと見ゆ。是ハ如何の法を立てよろしきや。もし村々悉く止たらハ難儀なるべし。酒を造らせたらハ小商よりハ甚の害有るべし。今少し了簡の程を承りたき事なり。漢高祖の什二の征を定て賦を重くしたるは一旦の利なれ共、却て商人の智に迷ハされ、農民の憂となる事勿論なり。割に逢を考へて農を止て商に走るもの、賦を重く取られて割に逢ハぬ事をすべき理なし。又百姓の方へ利をかけて売出すハ必然也。これにて商人の困ると思ふハ浅智の至り也。

M 145、N 277、Y 198

秀吉の法ハ一旦の制にして定制にあらず。今此法を行んとならハ、不義の大刑を立たると同じ事也。内証にては必ず多く有ながら、面むきよく取かくすハ、刑の重過たると人の不直なる世なれば(以下欠)

M 146、N 277、Y 199

漢の武帝時、国用不足したる事ハ塩鉄論・潜夫論などにも見えて、元は高祖の末、賦を重くせしより、商人がよく起り、利を食る事多く、終にハ農民困むに果るよりこの制法行れたるなり。乍去、夫にて商家の止たるといふには非らず。却て告緡の法も又大憂を生じ搥廻さると見へたり。是を手本にして商を抑ゆるハ悪計なるべし。

范文正公の論ハ有米その商税を弛るハあしといへり。比説宋の代仁恵の過たる時にあたりてハ、真の藥石なるべし。此書作者の儀ハ是までなき所の説をとらんと志して、范文正公の論引用ゆるに、更にあたらす。もし范文正公再生せば、なき事をおこすハ必ずあしといふべし。

M 149、N 279、Y 200

天和の諸浮役御免ハ誠ニ難有事なるに、此書作者の論の如くハ、宝永の悪政にかへし透末の税賦をかへんと願たるものか。所謂国の憂を拓く一条なるべしと此の一条にてもしらる也。

M 150、N 279、Y 201

国より取るといふハ指定りたる収納の事也。孔子の民に取との給ひしハ上納の事なり。償金等は余

計の事にて、借りといふても苦しかるまし。聖人の世には有まじけれども、貸すといふ事も古より有る事なれば、借りといふへ却て明白なることばなり。

M 150、N 280、Y 201

某郷中に有りてよく人気を知れり。散田乗作の有八只に田地の高下によりてするに非ず。皆教化の行れず、人気の宣からざる所、然なり。^(行題)義公の御時へ檢見の引少きにてしるべし。其後政道乱れてより引方甚多くなり、又口文公の御代より民自然と豊にすゝみ引方減じたり。然れば人の奸をなす、教化を廻り遠として、法を決て防んとするへ愚の至なり。商君が法にても十年の中に破れの生ずるへ、徳を後にして法を先とする故也。政道へ第一徳より始る事にて、此「方尊」人違備らば新規の定・法規は不入事なり。此書一「朝たる」徳を不論ずして、甚政道に害ある書なり。

M 153、N 281、Y 203

士より以下主従なきといふへもろこしの書に「なづみ」過たるか。日本の古風へ主従の分正しく、士民といへ共、尚古の風を遺すを以よしとすべし。「吾朝」の「誠筆」をしらずや。

M 155、N 282、Y 204

四民の無告者に救を立るへ爰に言に不及。古よりの法令今に存して「変」りなし。其内有司の糺し誤りて放蕩者の窮身に御救を下さるも有べけれ共、夫へ誠の誤にて偶々の事也。夫を爰に大騒に書なして、当時の御救へ放蕩者無頼の輩に斗り給る様に書なしたるへ、例の舞筆の大害也。夫を元として、管仲が語を引き御救を止んとするへ、不仁の甚敷也。この不仁の心を以て法制斗りを頼み民を治んと欲するへ、木によりて魚を求るよりも猶甚しき事ならん。

M 165、N 297、Y 208

余勦農或問を見る事四五本、皆各一同なり。何れの本の末にも寛政十一丁巳と有り。然るに寛政十一へ未年なり。文化十一へ戌年なり。支幹更に不達。思ふに作者文化の頃先君文公^(合題)の御政事をころに不叶思ひて書たれども、新しくてへ不宣とおもひ、寛政の末年口君上より政事の御世話厚く有し頃なれば、其頃の年にして書たる物と見へたり。さればこそ文中に往々文化の政をば「の」しりたる文、子育て、人別の世話のごとき、講「策」をさへ「すり、あるかするが」如き、暗に「さし」たる議論なりて、何様不平の意をいだき、ひそかに人の非を上げたる書様なり。見るもの必ず心を付べし。

天保五年午水無月

須田源之丞

(解京神書局藏)